

# 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

## 施策の概要

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付する。

**ア 事業主体:** 地方自治体(市町村) ← 基地局施設

無線通信事業者 ← 伝送路施設

**イ 対象地域:** 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪

**ウ 補助対象:** 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)

伝送路費用(※中継回線設備の創設費と維持費(10年間))

**エ 負担割合:**

(基地局)【100世帯未満】

国 2 / 3	都道府県 2 / 15	市町村 1 / 5
------------	----------------	--------------

(伝送路)【100世帯未満】

国 2 / 3	無線通信事業者 1 / 3
------------	------------------

## ○所要経費(一般会計)

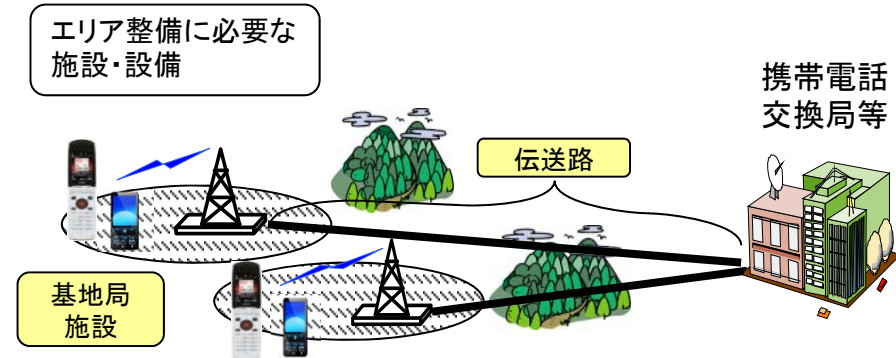
平成24年度予算額	4,714百万円
平成23年度予算額	5,800百万円

## 成果目標・成果実績

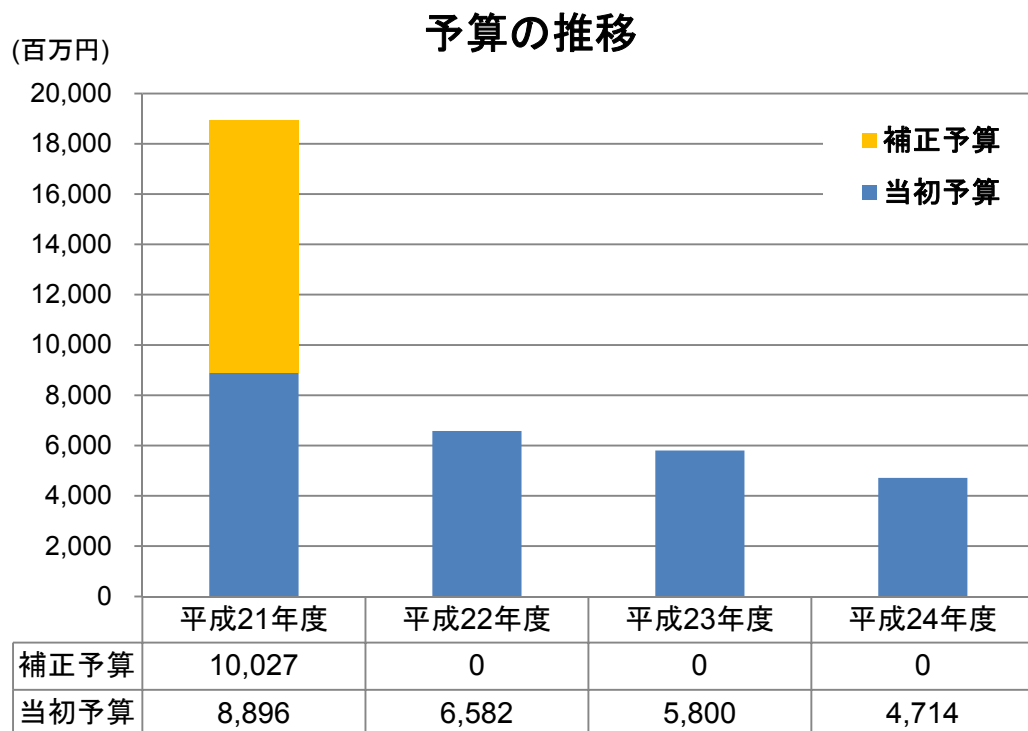
平成21年度末	平成22年度末	最終目標値
3.4万人	5.5万人	12.6万人

平成20年度末時点で携帯電話サービスエリア外地域に居住する約15.5万人のうち、整備要望がない約2.9万人を除いた約12.6万人について、整備可能な地域から順次エリア化を図る。

## イメージ図



# 携帯電話等エリア整備事業 予算の推移と過去の実績



(参考)各年度4月時点における  
地方自治体からの基地局事業希望件数  
(携帯電話事業者とは未調整の段階)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
370	239	216	191

## 補助事業完了件数

### 基地局 (件)

平成21年度	319 (202)
平成22年度	633 (536)
平成23年度	155 (11)

### 伝送路 (件)

平成21年度	19 (0)
平成22年度	152 (19)
平成23年度	50 (0)

※ 括弧内の数値は、平成21年度補正予算等による事業件数(平成21年度は、エリア整備を加速させるため、補正予算等による事業を実施)。

# 携帯電話基地局のタイプ比較

通常型



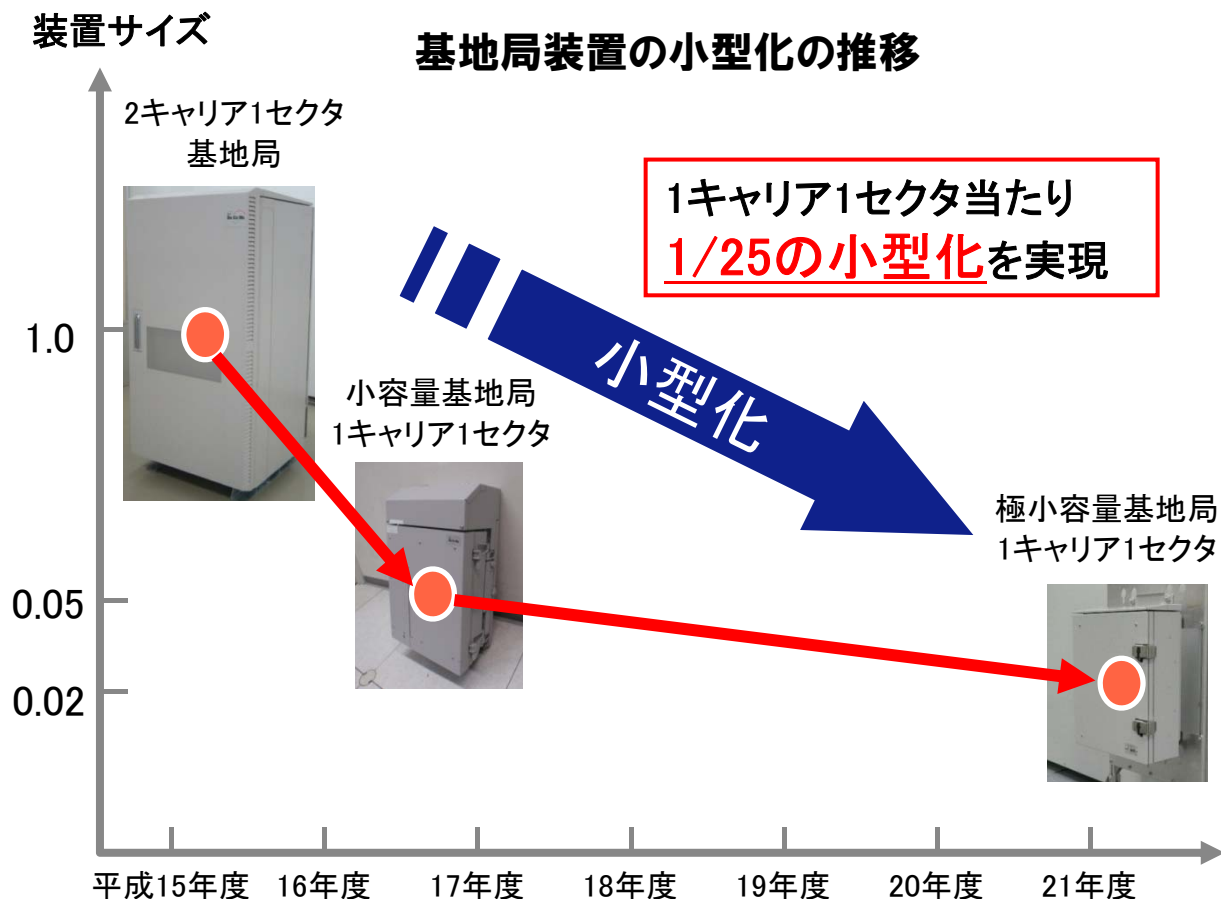
簡易型



高さ	概ね40～50m	概ね15m
カバーエリア	概ね半径2～4km程度	概ね半径1km程度
敷地面積	概ね270～300㎡	概ね9～10㎡
摘要	開けたエリアで広域的に整備する場合や携帯電話事業者複数社相乗り案件などに活用	単独の携帯電話事業者がスポット的に整備する場合などに活用
整備に係るコスト	概ね3000万円～4000万円	概ね1000万円～2000万円

# 基地局装置の小型化・低廉化

- 小型基地局の開発により、従来よりも狭いスペースでの設置が可能に
- 小型化により、大規模鉄塔ではなく小規模な鉄塔又は鉄柱等の利用が可能に
- ➡ 用地取得や基礎工事、工期の短縮などを含め、エリア化に要するコストが低廉化



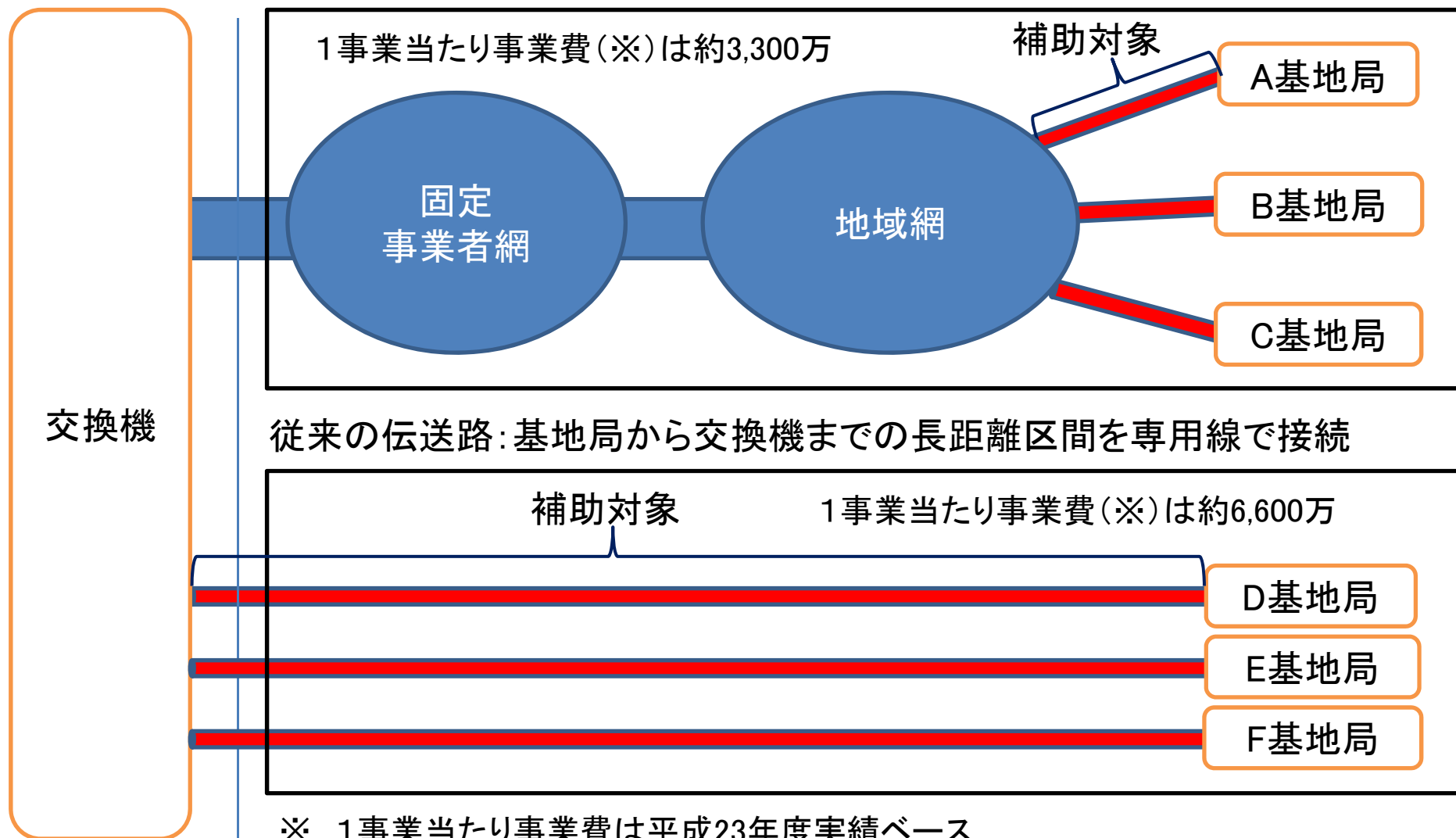
### 1事業あたり事業費の推移 (基地局整備)

(千円)

	1事業あたり事業費
平成17年度	46,061
平成18年度	50,198
平成19年度	49,872
平成20年度	32,078
平成21年度	16,268
平成22年度	19,030
平成23年度	22,314

# IP技術の活用による効率的な伝送路の整備

IP技術の活用: 既存の事業者IP網等(廉価で多重化が容易)を活用し、専用線利用の区間を最小化



# 【参照条文】電波法（昭和25年法律第131号）

---

（電波利用料の徴収等）

第三条の二

1～3（略）

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一项の表示者が納付すべき金銭をいう。

一～七（略）

八 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ（略）

九～十一（略）